

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第114号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号及び第4項中「第137条の18第2項」を「第137条の18第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)